

別紙

香川国際交流会館内装改修実施設計業務仕様書

1 業務概要

香川国際交流会館（以下、「アイパル香川」とする。）は、設立以来、県の国際交流・多文化共生の拠点施設として多くの事業を実施しているが、過去に高松市が実施した市民アンケートでは、施設内容や存在自体を知らない県民も多く、県民に開かれた施設になっているとは言い難い状況である。

そこで、現在進められている高松市中央公園の再整備によって、同敷地内にある当該建物への動線も整備されることとなっていることから、既存の利用客にとって利便性・快適性を高め、より良い施設を目指すとともに、新たな利用客の獲得を目的として館内をリニューアルするため、施設の設計業務を委託するものである。

なお、整備する施設の概要は【別添1】「施設整備等の要件」のとおりである。

2 業務委託期間

契約締結日～令和7年11月28日

3 整備場所

高松市番町一丁目11-63 香川国際交流会館

（S38年建築、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階、延べ面積 2,474.18 ㎡）

・中1階 図書閲覧室・図書資料室

・1階 友好都市交流展示室・アイパルプラザ

・中2階 交流談話室

【別添2】「付近見取り図・配置図、平面図、平面詳細図」参照

【別添3】「現場確認画像」参照

4 業務内容

＜施設の設計業務＞

香川国際交流会館に係る事業を効果的に行うため、来訪者の利便性、快適性、安全性等に配慮するとともに、施設の長寿命化や国際交流拠点としての魅力向上を目指し、県及び香川国際交流会館の施設管理者等と協議し、現地調査を十分に行ったうえで設計を行い、概算工事費および施設整備費を算定すること。

なお、友好都市交流展示室・アイパルプラザについては、デジタルサイネージ等を活用し、情報を効果的に伝えるような設計を行うこと。

また、ユニバーサルデザインに配慮した設計となっていることが望ましい。

なお、空間デザインに関しては、建築家の設計コンセプトを大切にし、建物本体が持つ魅力を活かしたものとすること。

空間デザインをする上で大切にしたいコンセプト

香川県庁舎の施工から3年後の1961年に建設が始まっており、打ちっぱなしのコンクリートによる柱梁表現や奥行きのある勾欄付きのベランダは、香川県庁に似た雰囲気建物となっており、施設西側からは香川県庁舎を望めたことから、県庁舎との統一感を意識していたと思われる。

各フロアの部屋の隅は、壁ではなく窓をとり、外部に視線が抜けることなどから、外部（公園、街）とのつながりを意識し、外への開放性が感じられる空間となることを狙っていたと思われる。

以上のことから、今回、主に改修される3部屋にも特徴となる大きな窓があるので、街とのつながりを意識し、周辺環境との調和がとれたデザインを意識すること。

またスキップフロアにより、上下方向にも空間の連続性を与えられるよう設計されており、各部屋を行き来する人の動きも想定した改修計画とすること。

参考:「新建築」1963年4月号

「丹下健三 伝統と創造—瀬戸内から世界へ」株式会社美術出版社

5 本業務に係る成果物

区分	成果物	内 容	納 期 限
概算費用 の算定	概算工事費（施設整備費を含む。）	金額の算定（図面は不要）	令和7年 10月10日
施設 の 設計	設計概要書	設計の概要を説明するもの 施設レイアウト図	令和 7 年 11 月 28 日
	透視図（空間パース図）	施設の空間イメージを示したもの（6点程度）（データ形式：pdf及びjpg）	
	施設整備完了までの工程表	施設整備完了までの工程を示したもの	
	設計図面	・建築の各種図面（データ形式：dxf及びpdf） ・電気設備の各種図面（コンセント位置、分電盤等からコンセントや照明機器までの電気配線図）（データ形式：dxf及びpdf）	
	什器調達計画書	本業務で調達する什器の仕様等を記載したもの	
	特記仕様書	各種設計の特記事項を記載したもの ・床、壁等の補修 ・部材等の形状、材質等 ・施設整備及び什器設置の留意点等 ・その他必要事項	

	施設整備費見積書	施設整備費の見積書（工事費内訳書、積算数量調書、各種積算資料、各種計算書）	
	設計業務完了報告書	設計業務の成果物の鑑文書	
共通	打ち合わせ記録簿	協議等の打ち合わせの記録	随時

※書面（２部）のほか、成果物については電子データを格納したDVD－ROM又はCD－ROM（ウイルスチェック済みのもの）により提出すること。

6 その他留意事項

- 受託者は、建築基準法、消防法、その他関係法令等に適合するよう関係機関等と協議の上、本業務を実施すること。
- できるだけ香川国際交流会館の営業を継続しながらの施設整備等が可能となるよう考慮すること。
- 【別添１】「施設整備等の要件」は、整備・運営コストその他の事情により変更することがある。
- 関係機関との協議により業務内容を変更する場合は、設計図書等も合わせて変更すること。
- 受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、県の担当者和その都度協議すること。
- 特定の業者しか施行・入札に関われないような特殊な工法、特許があるものなどを使用する場合は要相談とし、出来る限り一般的な業者が対応できることが望ましい。
- 石綿含有建材施工状況の調査を含む。（石綿含有建材の分析調査は含まない）
- 空間デザインについては、各室毎に複数案提示し、方針を決定した上で設計を進めるものとする。なお、案については什器等のレイアウトデザインを含み、類似施設の資料など完成イメージのわかるものとする。